

Q3 規程がないと困ることはありますか？

A3

職務発明規程がない場合、特許を受ける権利(特許出願できる権利)は、発明者自身のものとなり、そのままでは、会社は保有することができません。また、以下の様なリスクや支障が生じます。

- ・訴訟リスク(→Q8)
- ・二重譲渡問題(→Q9)
- ・共同研究での支障(→Q10)

訴訟リスク



二重譲渡問題



共同研究での支障

